あなたの家には 住宅用防災（火災）警報器は設置されていますか!?

住宅火災による死者数が急増しており、特に死者の半数以上が高齢者で、死に至った原因の70％は逃げ遅れとなっています。

消防法及び仁淀消防組合火災予防条例の一部が改正され、全ての一般住宅等にも『住宅用防災（火災）警報器』の設置が義務付けられました。

【設置基準】

○新築住宅…平成18年6月1日から設置が義務付けられました。

○既存住宅…平成23年5月31日までに設置が必要です。

【設置場所】

就寝に利用する全ての部屋で、次の各部分に設置が必要です。

①平屋建の場合…寝室のみ設置。

②2階建住宅の場合…2階に寝室がある場合は、寝室と2階の階段に設置。

③3階建住宅の場合…1階に寝室がある場合は、寝室と3階の階段に設置。1階、2階及び3階に寝室がある場合は、寝室と2階及び3階の階段に設置。

④上記①～③に該当しない階で、7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下（廊下がない場合は階段）に設置。

※警報器は寝室の数に応じて設置が必要です。寝室については天井又は壁面に設置、階段は踊り場の天井又は壁面に設置します。また、台所等の火気使用場所への設置義務はありませんが、自主的に設置しておくと安心です。

【住宅用火災警報器の概要】

○煙式で、天井又は壁に簡単に取り付けられ、音声や警報音で火災を知らせます。

○電池タイプとAC100Vタイプがあります。

○電池が少なくなると警報音が鳴ります。新しい電池と取り替えてください。

※購入するときは、日本消防検定協会の鑑定に合格した「NSマーク」のあるものが安心です。

【基準の特例】

消防法令の想定していないような高性能で特殊な警報器や、消火設備等が設置されている場合や、既に住宅用火災警報器と概ね同等の性能を有する住警器等又はこれに類する機器が設置されている等の場合においては、適用が除外されます。

（適用除外とする場合は、事前に仁淀消防本部予防係に相談してください。）

◎悪質な訪問販売には、十分注意してください!!

市場価格を超えた高額で販売する業者や、消防職員を装って訪問し、粗悪品を押し売りするケースもあります。

消防署員が住宅用防災（火災）警報器を販売することはありませんので、訪問販売には十分注意してください。住宅用防災（火災）警報器は、クーリングオフの対象です。

問い合わせ

仁淀消防本部

☎893―3221

住宅用火災警報器相談室

☎0120―565―911

悪質な訪問を受けた場合には、仁淀消防本部へ連絡してください。

平成20年8月分

いの町上水道 水質検査結果

※検査成績書につきましては、いの町役場ホームページに掲載しています。

南上水水系・公園町水系

		単位	基準値	伊野南	伊野
法令9項目	一般細菌	/mL	100以下	1	0
	大腸菌	―	検出されないこと	検出せず	検出せず
	塩化物イオン	mg/L	200以下	4.1	2.7
	有機物	mg/L	5以下	0.5未満	0.5未満
	ＰＨ値	―	5.8以上8.6以下	7.0	7.4
	味	―	異常でないこと	異常なし	異常なし
	臭気	―	異常でないこと	異常なし	異常なし
	色度	度	5以下	1未満	1未満
	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満

音竹水系

		単位	基準値	音竹地区	天神地区	枝川地区	枝川管末
法令9項目	一般細菌	/mL	100以下	0	0	0	―
	大腸菌	―	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	―
	塩化物イオン	mg/L	200以下	6.6	6.5	5.6	―
	有機物	mg/L	5以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	―
	ＰＨ値	―	5.8以上8.6以下	7.0	7.1	7.1	―
	味	―	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	―
	臭気	―	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	―
	色度	度	5以下	2	1未満	1未満	1未満
	濁度	度	2以下	0.2	0.1未満	0.1未満	0.1未満
法令外	鉛、化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.003	―
	鉄、化合物	mg/L	0.3以下	0.05	0.04	0.03未満	0.03未満
	マンガン	mg/L	0.05以下	0.015	0.009	0.005	0.005